

平成30年度事業報告書

社会福祉法人ふれあい福祉協会

I 第二種社会福祉事業

1. 社会復帰者相談事業の実施

ハンセン病療養所の入所者及び退所者並びにその家族をはじめとした生計困難者に対して、生活面での様々な相談に応じることとしている。

特にハンセン病療養所を退所し、社会復帰した方の中には、地域社会の中で生活していく上で、偏見・差別、長期にわたる療養所生活、後遺症あるいは高齢などの理由により、医療・生活・職場等において様々な問題に直面されている。

そのため、社会復帰者に対しての助言を行うなど、問題解決のための相談窓口を設置し、相談事業を行った。

さらに、社会福祉専門職団体協議会が行っている「ハート相談センター」の相談事業を当協会の事業として行った。

また、28年度から新規事業として予算化された社会啓発推進・相談事業にかかる活動状況としては、訪問・相談が2件、普及啓発等は47件の実績があり、助成を行った。

2. 社会復帰支援事業の実施

ハンセン病療養所から社会復帰する際に必要となる生活基盤の準備（住居、日用品、引越費用、就労準備等）に対する支援及び社会復帰者の自立支援のための支援を行った。

30年度は、1名の方に1,200千円の支援金の支給を行った。平成10年度～平成31年3月31日までに341名が利用され、支援額は736,870千円である。

また、退所者の動向や実態、今後の退所希望者の把握、社会復帰後の課題・要望、地域社会における退所者の支援者や支援グループ等の活動状況の調査を行うこと等、復帰しやすい環境作りを進めるため並びに社会復帰者の抱えている問題点の把握について、30年10月、31年3月に沖縄県及び東京都に於いて、全国のハンセン病療養所の福祉担当者を参集し「社会復帰支援事務担当者会議」を開催し、社会復帰者支援の課題等を検討した。

3. 障害福祉サービス事業の実施

精神障害者の社会復帰の促進及び自立促進を図るため、共同生活援助事業（障害者自立支援法第5条第16項）としてグループホーム個室11室並びに短期入所（ショートステイ）1室を運営。

（30.4月～ 第2東梅ホーム滞在型移行）

（平成30年度実績）

○グループホーム

実利用者数8人、1日平均利用者数5.9人、利用率53.6%

○ショートステイ

延べ利用者数38人、1カ月平均利用者数3.2人

4. 地域活動支援センター事業

精神障害者に地域活動支援センターへ通ってもらい、創作活動又は生産活動の機会を提供するとともに社会交流を促進させることによって、地域における障害者等の自立の促進と社会参加を図ることを目的とする事業である。これを渋谷区の助成を受け実施した。

30年度の利用者数は延2,406人、平均9.8人であった。

5. 相談支援事業

精神障害のある方、その家族・保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行い、障害者のその有する能力や適正に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する事業を実施した。30年度の利用者数は延2,978人、1日平均12.1人であった。

II 公益事業

1. 宿泊所の設置運営

社会において生活基盤を持つことが困難な状況にあるハンセン病療養所の入所者及び退所者並びにその家族をはじめとした生計困難者に対して、就職活動や技能修得のため、又は居住場所を確保できるまでの間、或いはその他の用務で利用することを目的とした宿泊所（2人室1室）を運営している。30年度の利用者はいなかった。

2. 普及啓発等事業の実施

（1）社会交流事業

地域社会との交流が少ない療養所入所者が、地域住民との交

流を深めることによって、一般社会のハンセン病に対する偏見を払拭するために入所者自治会等が地域住民と交流を図ることを目的とした各種行事・催し物等に助成を行う制度である。

観桜会、納涼会、文化祭等の療養所自治会の催しに地域住民を招き、また地域の催しに参加して相互の交流を図った場合及び地域の実情に応じた効果的な啓発活動を行った場合に助成を行った。30年度助成額は47,376千円であった。

(2) 地域啓発推進事業

療養所は、地域とは近くて遠い存在なので、近くて心の通う所として位置づけ、自治会と地域との啓発推進の役割を果たしてくれる「地域啓発推進員」を決め、自治会協力のもと、地域の実情に応じた啓発活動を図ることを目的とした事業（市民グループとの交流会、講演会など）に対して助成を行った。

30年度助成額は7,438千円であった。

なお、施設内見学、学校、自治体主催のセミナー等における講演依頼が多く、主に療養所入所者自治会長や役員が対応している。

(3) ハンセン病対策促進事業

ハンセン病に関する普及啓発や当事者の福祉の増進等について、地方公共団体における新たな取り組みを支援することにより、地域におけるハンセン病問題解決に向けた施策を促進する目的で、地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえたハンセン病に関する新たな取り組み、例えばパネル展、映画上映会、教育セミナーの開催、教育学習教材の作成・教員研修などの企画を募集し、選定委員会を経て、支援の対象として選定した取り組みについて、必要な経費（250万円まで）の全額又は一部を負担する事業を行った。

応募団体、支援対象団体は12団体、支援額22,130,948円であり、うち新規実施は3団体であった。

(4) 啓発小冊子「ふれあい福祉だより」の刊行

各都道府県をはじめ広く関係者・一般向けに配布した。

3. 退所者実態調査について

(1) 記者会見

- ①日 時 平成30年5月11日(金)16時
- ②場 所 厚労省内 厚生労働記者会

(2) 退所者実態調査書の刊行

関係機関、各都道府県、各大学医学部・看護学部をはじめ広く関係者・一般向けに配布した。

<調査概要>

らい予防法廃止20年を機に2016(平成28)年9月から2017(平成29)年8月にかけて退所者の対面調査を実施した。

ハンセン病回復者への支援活動に取り組んでいる当協会として、退所者のニーズに合った支援策を拡充させるための参考資料とするのが目的。

本件調査は、退所者実態調査(アンケート式の質問票を使っての聞き取り)、退所者のライフヒストリー(自由な発言による半生記)、退所者をめぐる諸相の分析、提言——から成っている。

退所者実態調査は、全国の療養所の入所者自治会、ソーシャルワーカー、退所者の会などから紹介された155人と調査員が面接、回答を聞き取った。退所者を対象とした調査で、調査結果が公刊されているものとしては最大規模。

ライフヒストリーは上記155人のうちの24人が取材に応じてくれた。

○提言(要旨)

2009(平成21)年に制定された「ハンセン病問題基本法」では、社会復帰への支援、名誉回復の措置などの実行が国の義務として明確に規定されている。今こそ、官民挙げてハンセン病に対する偏見・差別の撲滅と、退所者をはじめとするハンセン病回復者のクオリティ・オブ・ライフの向上に全力で取り組んでいかねばならない。とりわけ高齢化が進む中で、身体の衰えや老後の生活に対する不安を抱えながら相談相手にも恵まれていない退所者への個別具体的な支援を急がねばならない。末梢神経マヒなどの後遺症を抱えた退所者らに対しては同年代の高齢者以上に手厚いサポートが必要であることも忘れてはならない。

III 収益事業

なし。

IV 寄付受納

平成30年度寄付受納の寄付者数31名、受納額は133,500円
(寄付者氏名は、別紙のとおり)

以上